慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	アメリカ自由放任（レセ・フェア）主義の発展
Sub Title	
Author	中村, 勝己
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.4 (1955. 4) ,p.334(66)- 339(71)
JaLC DOI	10.14991/001.19550401-0066
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550401-0066

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アウグスブルグでは、全人口の六十六%が無産者であつた。一五一一年のエルフルトでは、無産者が全體の十五%、二十五グルデンまでの財産を持つ者が五十四%であつた。また十五世紀末にハンブルグでは、全人口の五分の一が完全な無産者であり、同じ時期のミュンヒェンでは、無産者が全體の五十九%にも達していた程で、諸都市における下層階級の急速な膨脹は、黒死病時代を通ずる特徴的な現象の一つであつたのである。

三

ケルター教授の所説を、以上において要約した。教授は、農業危機をめぐる問題から出發し、ラーベル、ルュトゲの兩教授においても看過されていた農業危機の持續の問題に觸れ、十四・五世紀を通じ農業が絶えず危機に見舞われていたわけではなかつたと主張していた。また農業勞働者の經濟狀態については、通説と違い、勞働者黄金時代という表現が農業勞働者に關する限り妥當しないことを強調した。そのほか、黒死病期における都市經濟を扱つた部分にも、示唆に富む點が多い。研究史上の一つの盲點とされていた十四・五世紀の諸問題に對し、果敢な挑戰を試みた教授の態度は、正に意欲的であつたというほかない。

（渡邊　國廣）

『アメリカ自由放任主義の發展』

"TheDevelopment of American Laissez Faire," A General View of the Age of Washington. (Frederick K.Henrich); Laissez-Faire Thought in Massachusetts,1790—1880. (Oscar Handlin); Laissez-Faire Thought in Pennsylvania, 1776—1860, (Louis Hertz); Laissez Faire in Georgia, 1732—1860. (Milton S. Keath), *Journal of Economic History*, Supplement, Dec., 1943, pp. 51—100.

一　ワシントン時代の一般的考察

合衆國の初期に重要な役割を果した自由放任主義は、體系的・教義的・哲學的ではなく實際的な性格をもち、同時代のヨーロッパの經濟學者の影響を殆んど受けず、アメリカの諸條件の中から成長し、其に適合する土着の理論である。之には少くとも四つの自由があり、異つた時期に、異つた人々によつて唱へられた。即ち㈠國際貿易の自由、㈡國内市場の自由、㈢職業選擇の自由、㈣投機の自由である。今少しく之を詳言すれば、㈠はジェファースン、ジョン・テイラー及びジョージ・ローガン等の農業指導者によつて唱へられ、舊植民地制内部に於て定められたアメリカの役割を以て滿足し、外國工業製品と交換に餘剰農産物を賣却する「受動的」外國貿易の自由であり、*laissez passer* と呼ばるべきものである。㈡はペラタイア・ウェブスターを主唱者とする商人によつて要求された國内市場への干渉からの自由である。獨立戰爭中の物價統制法、一七八〇年代の紙幣派、市場機構への一切の干渉に對して反對し、生産と分配を最もよく規制する力は "free and open market" にあるとする。即ち本來の意味での *laissez faire* である。㈢は職人・製造業者により主張され、その代辯者は著名な保護主義者テンチ・コックスである。職業選擇の自由、才能と勤勉の果實の享受は、雇傭を保證し、障碍に阻まれてゐる若い職人の渡來を奬勵するとともに、機會の均等、限嗣相續制への反對、社會民主主義への要求と密接に結びつく。端的に云へば *laissez travailler* である。㈣は投機、抜目ない投資、騰貴を見越しての財産所有の自由である。即ち貨幣も商品なる故政府公債及び會

社株式への投資も名譽ある商業形態であるとし、投資の自由に役立つ市場機構こそ國の富源を最も善く利用するものだとする。（投機に對する反對運動は投資自體に對する批判といふよりは寧ろ有産階級に對する重農主義的不信である。）即ち金融業者の自由 *laissez placer* である。

之等四種の自由は夫々農業家〔プランター〕・商人・製造業者及び金融業者により主張された。而して之等の自由の主張者は或種の干渉の主張者でもあつた。即ち農業家が政府の援助を要請し、農産物への關税を關税計畫に包含する樣要望し、更に又州立法部に對し public loan offices を通じて農業信用を授與してほしいと説得する等。又商人が通商條約・航海法・差別的トン税及び檢査法を勸告し製造業者の要求とも密接な關係をもつ關税奬勵金・特許權其他を主張する等々の如くである。

彼等は自己の利益を最もよく擁護する干渉形態を主張した。そして之等の主張は經濟的國民主義なる基調に於て妥協した。保護政策は關税法となり、價格・契約・職業選擇又は投機活動に對する何等の重要な干渉も行はれなかつた。四種の中後三者は聯邦政府よりは州の活動に依つてゐたので、その發展の詳細は州別に扱ふを可とする。

（フレデリック・K・ヘンリッチ）

二　マサチュセッツにおけるレセ・フェア思想　一七九〇——一八八〇年

十九世紀のアメリカ就中マサチュセッツの經濟思想に於けるレセ・フェア思想の存在は殆んど通説となつてゐるが、マサチュセッツに關する限り之は全く誤謬である。故に本論の目的も、レセ・フェアの發展より寧ろその缺如を論ぜんとするにある。但しこゝに謂ふレセ・フェアとは政府が經濟に干渉し干與するのを禁じ、生命・財産の保護といふ警察的職能にその役割を限定するを云ふ。マサチュセッツではスミスやセイの著書は廣く讀まれ、マンチェスター學派と密接な關係をもつてゐるが、その本質は決して採用されなかつた。

最も有力な階級たる商人は、一八二〇年代迄は、政府の援助を受けんとした。冒險的企業に對する奬勵金、彼等の投資對象たる有料道路・橋梁・運河に對する獨占權・彼等の輸出市場を保證する爲の檢査法を熱望して受容られ。併し彼等の初期の保護主義に對する不信は教義的なものではなく、利益と不利益を秤量した上での態度であつた。例へばボストンは一八三〇年代にはその後背地の故に、南部・西部によるニュー・ヨーク、フィラデルフィア及びボルティモアとの競爭に不利であり、三角貿易に依存し、貿易差額を問題とし、保護關税に贊成した。又貿易の正常の過程に於ける正貨の輸出者としては健全通貨・銀行券の價値安定及び銀行業務の規制を、商人としては海港と内陸市場との間の交通の改善を要望し、補助と獨占を國に求めた。

一九世紀半ばには商人はニュー・イングランドの工業資本 small manufacturers and petty industrialists と同盟したが、一八五七年の恐慌を境に製造業者はボストン商人の金融的支配を脱して行き、十時間勞働や契約權をめぐつて政府の援助を求めた。ヨーマン農民は銀行規制や獨占權賦與等に反對してゐるが、農業奬勵の爲め奬勵金・教育其他の方法を、更に又彼等の利益である限りに於て内部改善を求めてゐる。新にプロレタリアートとなつた職人・手工業者は獨占には反對したが、十時間法の通過と移民の制限を政府に求めた。南北戰爭前二〇年間のヒューマニスティックな改革運動も然りである。併し一八八〇年以後には國家の干渉は最早無用となり障碍となつ

た。産業資本の展開によりレセ・フェアはこゝに新な脚光を浴を浴びて登場する事となつた。一方經濟學も實務家の手から專門家の手に移り、經濟學も地方的利害を代辯する事なくアカデミックとなり經濟學から政治的要素を失つて行つた。適者生存の理論や限界效用學説もこゝにその場を見出す樣になつた。この間の事情はマサチュセッツの典型的經濟學者フランシス・バウエン（Francis Bowen）の著作の中に見出し得る。彼は古典學派の自然的秩序と攝理觀と私利＝公益論を認めるが、この國の歴史的特殊性に卽した理論を建設せんとする。卽ち實際私利と公益は同義ではなく、國家の干渉も時に必要である。レセ・フェアはイギリスの事情に卽したもので、合衆國に於ては變更を要すると。然らばアメリカの特殊性とは何か。ギルド的・莊園的制限の移植は成功せず、航渡條例は獨立戰爭により打破され、長子相續制・限嗣相續制及び免役地代は同じく廢止された事、邊境の存在と植民地の缺如、最後に國家の相對的新しさと經濟發展の比較的急速な事等々はレセ・フェアをして合衆國に發展せしめなかつた理由である。十九世紀のアメリカ經濟政策に於て問題は國家の役割の有無ではなく、その役割の性格、どんな機關が其を果したか、誰が其を支配したか、誰の利益の爲かといふ事である。

（オスカー・ハンドリン）

三　ペンシルヴェニアに於けるレセ・フェア思想　一七七六――一八六〇年

本論は獨立戰爭から南北戰爭に至る時期に於て國家の經濟生活に對する關與に反對するレセ・フェア思想の發展を分析せんとするものである。自然法理論と重商主義は、啻に政治的のみならず經濟的な意味に於ても獨立の觀念を暗默の裡に含む。獨立後のペンシルヴェニアに於ては人權思想の外、利潤制限・價格安定・商人の獨占の禁止及び製造業への奬勵の形をとつて表れた。アメリカに於ける自然法の觀念はフィジオクラット及びアダム・スミスの理論と結びついてゐる。B・フランクリンやP・ウェブスターの如き自由論者の考へ方はペンシルヴェニアでは殆んど影響を與へず、獨立後も政府は特許を授與し自ら企業家として投資し或は公立工場を設立する丈でなく、更に經濟生活を統制するが如き動きを示した。併し本論では寧ろかゝる動向への反對論を政府の行動原理と關係させつゝ理解せんとする。

何れの州（邦）も契約上の義務を害ふ樣な法律を制定出來ぬとの合衆國憲法の條項を最高裁判所が擴張解釋した後、ペンシルヴェニア裁判所は之を國家の經濟への干渉を排除する爲に利用した。こゝにも自然法・自然權理論が現れ、獨立戰爭中の統制立法や特權は無效にされた。この自然觀念は勞働階級や民主黨の主張する個人への獨占・特權賦與反對にも現れてゐる。併し均しく自然法と云つても、現れつゝある大資本蓄積の要求に基く其と、個人的・小規模企業のヨリ古い段階の其とは相異する。卽ち規制力の攻擊と特許賦與力の其との差である。州の不況時に失業緩和の爲に公企業に支出を增大する事の可否は政府の權限の問題として殆んど論ぜられず、又州が企業に特許を與へ、商品を檢査し、工場を規制し、兒童勞働を制限する等は當然の事と考へられてゐた。

一八五〇年代にはペンシルヴェニア經濟の中心は商業・農業から鑛工業に移つた。それ故賃業は賤しいものでなく、貨幣獲得は宗教的義務であり、何人もその欲望によつて致富への努力を制限する道德的理由はないと考へられるに至つた。賃業及び賃業家が高く評價されるにつれて政府に對する其は逆の方向を辿つた。公企業の運營に對する批判及びその民間への拂下をめぐる論爭を見よ。民間への拂下は官營の能率の惡さといふより私的資本が其を購入して有利に改善出來る狀態にあるといふ事實に基づく。官營事業に對する攻擊は經濟的發展の反映であり、株式配當金への課稅や其他の制限的手段に對する集中攻擊となつて表れた。かゝる傾向はペンシルヴェニアの思想に於てのみ重要な要因として現れたが、その本格的展開は南北戰爭後に求むべきであらう。

（ルイス・ハーツ）

四　ジョージアに於けるレセ・フェア　一七三二――一八六〇年

中世的土地制度下の小農の上に設立されたジョージアは、その當初の設立目的に反し、木材製品・家畜・米・藍の生産に適する事が明となつたが、その爲には廉價な勞働力・相當量の資本及び大規模な土地保有を必要とした。植民者と受託者の間にこの點をめぐつて激しい爭があつたが、結局前者の要求が認められ、間もなく王領となつた。更に獨立戰爭直前の王室との紙幣發行をめぐる爭其他の事情を通じて、商業は經濟生活の重要な役割を占めてゐて、廣汎な自由を認めらるべき事、農業其他の産業は、勞働・資本及び商品の市場の差迫つた事情に對應すべく自由であるべき事、政府の規制は、財産權と契約を保護し或は商業・農業及び抽出産業を促進するが如き場合にのみ正當であると考へる樣になつたらしい。

獨立後のジョージアの中心問題は土地政策及び其に伴ふ移民の奬勵とインディアンの取扱、其に次いで金融問題である。獨立後はジョージアはイギリスの法制をそのまゝ受繼いでゐるが、變化は土地政策に現れた。一八世紀末葉に現れた土地投機は商人や小農の喜ぶ所ではなかつた。一七九五年のヤズー不正事件を契機として商人及び小農は土地投機業者の活動を抑制する方向に動いたが、州の中心が西部に移動するにつれて、そこで商業的目的から煙草の生産と輸出が企てられ、必要な規制手段が立法通過した。木材・麥粉・家畜・棉花其他についても同樣である。其等の規制は獨占や買占等の中世以來の傳統的禁止に倣つて州内及び他州との商業の發展を奬勵せんとするものであるが、第二次英米戰爭後には殆んど無效となつてゐた。

出港停止令は棉花價格を下落させ、農民・プランターは商人に對し多くの債務を負つた。一八〇八年には質物受戻權喪失を妨げる法律が商人の烈しい非難の裡に通過した。一八一四年の法律は知事に拒否されたが、その理由は其が、第一に契約の義務を害するのみならず、憲法違反である事、第二には賢明でも得策でもないとし、債務者は債務を返濟すべきであり、國家が私的契約に容喙すべきではないというにあつた。翌年早々オーガスタの上級裁判所は之を憲法違反と判決した。之は同法支持者から烈しい批判を受けたが結局廢棄された。銀行は一八一〇年以來導入されたが、どの知事も、又富裕なプランター及び小農民を含む内陸農業人口も之に對して好意をもたず、敵意さへもつた。その信用と銀行券は西部及び南西部の奥地に迄流通したが、銀行から利益を受けたのは都市の商人のみであつた。銀行はジョージアの外部にある大商業界の必要な附屬物であつてジョージアは港と都市に於てのみ其と接觸し得ると考へられた。獨立後ジョージアの農業は次第に商業と並ぶ位置に迄上昇した。奥地農民は市場と全く接觸する事を好まず、サヴァンナの獨占的地位を疑惑の眼で見た。事實サヴァンナの特許狀には商港としての廣い權限が與へられてゐた。

第二次英米戰爭の終了から一八二八年迄はジョージアで殆んど純粹にレセ・フェアの行はれた時期である。中部ジョージアの大プランター、大商人及び私立銀行はかゝる政策によつて繁榮し、その支持者となつた。彼等は州政府の統制の失はれ稅の

増大する事を恐れた。彼等は自己が社會の利益になつてゐる事を確認し、又其がレセ・フェアの社會に於てのみ可能であると考へてゐた。併し他方西部社會、小農民及び職人、若干の商業中心地はかゝる政策による被害者であつた。土地・資本・信用及び輸送の面で不滿を感じてゐた彼等は州が市民の經濟生活の發展の爲にもつと活潑に働くべきだとして、州に援助を求めた。而して之に反對するプランターとの間に次第に階級的對立が深まつて行つた。彼等は農業が州の中心となるにつれて、農業の發展に役立ぬ商業はジョージアには居るべき餘地がないとし、農業と商業の關係は、商業の支配する農業から農業の支配する商業へと次第に變るべきものとしてゐる。一八二八年の「中央銀行法」は後に論爭の中心となつた。

國家主權主義（ステイティズム）とレセ・フェアとの對立は次第に激化した。一八三六年州政府によるThe Western and Atlantic Railroadの建設が成功し、その餘剰收益は「セントラル・バンク」に送られた爲、貸出利率を一般より低くなつた。一八三七年の恐慌は商人・農民・銀行を脅かした。「セントラル・バンク」を通じて貸出す爲にニュー・ヨークから借金した爲、該銀行は發券銀行と化し、事態は益々惡化した。こゝにウィッグ黨は民主黨と烈しく對立するに至つた。鐵道問題の論爭は益々激しくなつた。併し五〇年代の國家主權主義論爭は私立銀行・鐵道の獨占に對する反對となつて燃上つた。サムター要塞の陥落はこの新な論爭を突然終らせた。

（ミルトン・S・ヒース）

× × × × × ×

右の諸論文は一九四五年九月プリンストン大學で開かれた第三回經濟史學會大會で發表されたものである。後進國の近代化過程に於ける「自由」乃至「自由放任主義」のもつ意義については小林昇氏、張漢裕氏及び大塚久雄氏等の研究により一應の見透しが得られてゐる。即ち封建的權力と結合した海港諸都市の前期的・仲介貿易資本の「自由主義」は、産業資本の自由放任論としての固有の意義を失つた、工業主義に對立した商業主義であり、轉用された似而非「自由主義」・スミスの亞流である。そして具體的にはドイツ・マンチェスター派及びアメリカ南部の棉花栽培業者、ニュー・イングランドの輸入業者及び海運業者の自由貿易論（その代辯者はトーマス・クーパー）が其であつた。從つて彼等の「自由放任論」は國民的生産力の展開といふ觀點から見れば阻止的な役割をもつ。

扨以上の前提に立つて右の諸論文を檢討すれば、ここに云ふ「レセ・フェア」概念の非歴史性・無概念性は明白である。例へばヘンリッチの一に於ける㈠國際貿易の自由 ㈡投機の自由は明に ㈢職業選擇の自由と對立する性質の自由である。英工業製品を輸入氾濫させアメリカ産業資本をその波に溺れ去らしめんとし、對價として南部のプランテイション生産物を輸出し、又奴隷を供給しその膏血の上に蓄積を重ねた海港商業資本、農民等の犠牲の上に立つた公債・土地投機業者の自由。之に對する職業選擇の自由、三 でハーツが指摘してゐる職業倫理――ウェーバーの著名なテーゼを想起されたい――は「資本主義の精神」である事は疑ふ餘地がない。但しここで取上げられてゐる時代は「中産的生産者層」からその漸く兩極に分解する段階迄に亙るが故に、觀念形態に於ても新教的職業倫理から一八八〇年代の産業資本の展開による本來の意味のレセ・フェアに至る諸形態を含むわけである。併し其等は共に産業資本の展開と結びつけて理解さるべきものである。かくて兩者の關係はウェーバー的表現を以てすれば「二つの資本主義的行動の對立」と云へよう。限られた紙數の關係上、各論文を細部に亙つて論評する事は許されないが、「政府の經濟に干渉するを禁」ずと云ひ、「政府の補助」と云ひ、「規制」と云ひ、歴史的規定を嚴密にせずしては、混亂を重ねるのみである事を指摘しておく。工業主義對商業主義（インダストリアル・マーケット）、保護主義對自由貿易主義、或は地方市場（ローカル・マーケット）對地方際市場（遠隔地市場）、農民的貨幣經濟對領主・商人的貨幣經濟等々の經濟思想史乃至經濟史學の近時の方法を思ひあはす時、右の諸論文は誠に盡きぬ興味を與へるものと云へよう。

（中村勝己）

書評及び紹介

ジョルジュ・コニオ『新經濟學教科書に寄せて』

George Cogniot: "A Propos du Nouveau Manuel D'économie Politique." Economie et Politique, October, 1954, pp. 8–16.

所謂スターリン論文「ソ同盟における社會主義の經濟的諸問題」以來、その完成を期待されていた「經濟學教科書」《Политическая экономия учебник》が、漸く一九五四年九月半ばにモスクワの國立政治圖書出版局より刊行された。

マルキシズムにもとづく「資本主義・社會主義・人民民主主義のすべての經濟制度に通ずる世界最初の綜合的な理論經濟學」、「現ソ同盟の經濟學界から期待出來る最高水準の勞作」と呼ばれる本書は、一九五一年十一月に召集された經濟學討論會にはじまる數百名の學者の討議を經、オストロヴィチャノフ他九名の第一線經濟學者達によつて完成されたものであつて、獨占資本主義段階における基本的經濟法則について劃期的な解明を與えた前期スターリン論文が、この草案の批判と討論をめぐつてあらわれたものであることは今更いうまでもない。

すでにプラウダ紙十月八日號、イズヴェスチャ紙十月一日號トルード紙十月十六日號、「經濟學の諸問題」（ソ同盟科學アカデミヤ經濟研究所機關誌）十月號にその意義と内容を宣明した論文が掲載され原始共同體よりはじまる各生産樣式の發展が合法則性に貫ぬかれていることを系統化した點を强調している。

我が國においても本書はただちに日本語譯に着手され、本年三月には合同出版社から第一分册が發行される運びとなつている。更に中央公論二月號では特別附錄として、目次、細目の他堀江邑一氏の解説と、同氏による「資本主義の全般的危機」（第二部第二〇章）「第二次世界戰爭後の資本主義の全般的危機の深化」（同第二一章）の全譯、「經濟學は何を教えるか」（「結論」の部分譯）をつけ、又經濟評論二月號は學會展望欄に本書の解説と目次及び前記の「經濟學の諸問題」誌の卷頭論文を譯出してのせている。（プラウダ紙のは前衞一月號に掲載）。一橋大學の「經濟研究」第六卷第一號にも野々村一雄氏が若干ふれていられるが、次號（四月一日發行豫定）では岡稔氏が書評をこころみられる筈である。

ここに紹介しようとするのは、ジャン・バビー編輯になるEconomie et Politique誌昨年十月號にのせられた本書のフランス學會における反響である。

※　※　※

筆者ジョルジュ・コニオは、從來のフランスのマルキシズムにもとづく理論と、實踐のたて方に對する根本的な反省という形で本書に取組む。曰く「マルキシズムの偉大な古典の平凡なサマライズと單一化」、「〝バイブル〟の機械的反覆」、「形式的な古典の引用と圖式化」「抽象的な議論と講義」などにあらわれる數多いマルキストの學問的態度は、この manuel の「眞に科學的な方法」にとつて代られねばならない。たとえば平均利